

東京都北区個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年八月二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二十七号

東京都北区個人情報保護条例の一部を改正する条例

東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項及び第十六条の二第二項中「第十九条第十五号」を「第十九条第十六号」に改める。

第二十六条第五項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

付 則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年八月二日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第二十八号

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年十月東京都北区条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第五条第一項中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

この条例は、令和三年九月一日から施行する。